

# 播磨町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月  
(令和4年10月改定)

播 磨 町

## 1. プログラムの目的

平成24年以降、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても関係機関で協議し、登下校の安全に努めてきました。

このような取り組みを今後も継続的に実施するため、関係機関との連携体制の構築を基盤とした「播磨町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、通学路の安全を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「播磨町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

### (1) 教育関係

播磨町教育委員会事務局（教育総務課）、播磨町立小中学校 校長会

### (2) 道路管理者関係

加古川土木事務所、播磨町都市基盤部土木課

### (3) 交通安全対策関係

加古川警察署、播磨町企画総務部危機管理課

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



## (2) 合同点検の実施及び対策の検討

### ① 危険個所の把握

各小中学校は、毎年6月に通学路の危険個所等を教育委員会事務局へ報告します。

### ② 合同点検の実施等

1年に1回、夏休み期間中に合同点検を行います。

ただし、緊急に対策が必要な箇所については、町と学校が点検を行い、推進会議において報告します。

### ③ 合同点検の体制

推進会議のメンバー、PTA、交通安全指導員、その他必要に応じて地域住民等

### ④ 対策の立案

推進会議では、合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討し、立案します。

### ⑤ 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (3) 対策効果の把握

合同点検結果等に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地調査などにより、対策効果の把握に努めます。

## (4) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 対策箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表及び「対策箇所図」を作成し、公表します。